

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第1回財務事務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年8月27日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

指摘事項	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"><li>航空賃を伴う旅行において、マイレージポイントを取得しているものがあった。（水道局水道整備課）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年8月4日の水道局運営会議（所属長会議）において、旅費の経理事務の適正な処理について周知徹底した。</li><li>公務出張によるマイレージポイント取得の禁止について（令和2年8月5日付け事務連絡）を水道局全職員に配布し、適正な事務執行に努めるよう周知した。</li></ul>

（担当：水道局経営管理課）